

蒲郡市ベビーシート貸付事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動車乗車中の乳児の交通事故による被害の減少を図るため、道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条の3第4項に規定する幼児用補助装置(以下「ベビーシート」という。)を市民に貸付けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者)

第2条 ベビーシートの貸付けを受けることのできる者は、蒲郡市内に住所を有する者とし、使用者は1歳未満の乳児とする。ただし、新生児の場合はその出産予定日の1カ月前とする。

2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、余剰があれば、貸出をすることができる。

(貸付条件)

第3条 ベビーシートの貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を守らなければならない。

- (1) 1歳未満の乳児を乗車させて運転するときは、必ずベビーシートを装着し、当該乳児の安全を確保すること。
- (2) ベビーシートに故障等が発生した場合は、直ちに使用を中止し、届け出ること。
- (3) ベビーシートを転貸し、又は目的外に使用しないこと。
- (4) ベビーシートを故意に損傷し、又は汚損しないこと。

(貸付申請)

第4条 ベビーシートの貸付を受けようとする者は、ベビーシート貸付申請書を市長に提出し、貸付の決定を受けなければならない。

(貸付期間)

第5条 ベビーシートの貸付期間は、貸付日から、6カ月以内とする。ただし、使用者が満1歳に達する日をもって満了とする。

(費用負担等)

第6条 ベビーシートの貸付は無償とする。ただし、貸付期間中のベビーシートの管理及び返納時の清浄に要する費用は借受者の負担とする。

(貸付の取り消し)

第7条 市長は、借受者が第3条に規定する貸付条件に違反したときは、ベビーシートの貸付けを取り消すことができる。

(返納)

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長にベビーシートを返納するとともに、ベビーシート返納届を提出しなければならない。

- (1) 第2条に規定する対象者としての要件を欠いたとき。
- (2) 第5条に規定する貸付期間が満了したとき。
- (3) 市長が特に返納を必要と認めるとき。

(事務委託)

第9条 次の各号の事務を、蒲郡自動車学校へ委託する。

- (1) 貸付の申請は、ベビーシート貸付申請書(第1号様式)により受付をする。
- (2) 貸付の申請があった場合は、運転免許証、保険証及び母子手帳により申請者が対象者の用件を具備するかを確認する。
- (3) 審査の上貸付の可否を定めて、申請者からベビーシート借用書(第2号様式)を徴する。
- (4) 貸付時の点検は、借受者の立会のもとで実施し、その記録を保管しておく。
- (5) 取りつけ方法の説明は、「取扱説明書」により行う。
- (6) 返納するときは、ベビーシート返納届(第3号様式)を提出させる。
- (7) 返納時の点検は、借受者の立会のもとで実施し、その記録を保管しておく。
- (8) 貸付・返納の受付事務は、毎週火・木・土曜日の13時から16時までとする。ただし、同日が祝日となった場合は休日とする。
- (9) ベビーシートの保管は、蒲郡自動車学校が行う。

(損害賠償)

第10条 借受者は、ベビーシートを故意又は重大な過失によって破損、欠損及び紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほかは、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(第1号様式)

ベビーシート貸付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

住 所 蒲郡市

電話番号

氏 名

下記のとおりベビーシートを貸して下さい。

記

使用予定の乳児	氏 名 年 月 日生
管 理 番 号	
使 用 対 象	使用予定の自動車 車名
借 受 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

(第2号様式)

ベビーシート借用書

年 月 日

蒲郡市長様

住 所 蒲郡市

電話番号

氏 名

下記のとおりベビーシートを点検のうえ借用しました。

記

借 受 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
管 理 番 号	
安全点検項目	(1)取扱説明書及び必要な備品は揃っているか…………… (2)本体にひび割れ、曲損、変色などの異常はないか…………… (3)シートベルト通し部分に損傷や変色はないか…………… (4)車のシートベルト自体に傷や異常はないか…………… (5)ねじ止め部分に欠損やがたつきはないか…………… (6)可動部分は正常に動くか…………… (7)可動部分は正常に固定できるか…………… (8)ベビーシートのベルトに損傷やほつれはないか…………… (9)ベビーシートのバックルの機能に異常はないか…………… (10)シートの感触に異常はないか…………… (11)シートの清浄化はなされているか……………
借 受 条 件	(1)1歳未満の乳児を乗車させて運転するときは、必ずベビーシートを装着し、当該乳児の安全を確保すること (2)ベビーシートに故障等が発生した場合は、直ちに使用を中止し届け出ること。 (3)ベビーシートを転貸し、又は目的外に使用しないこと。 (4)ベビーシートを故意に損傷し、又は汚損しないこと。

点検立会者名

印

(第3号様式)

ベビーシート返納届

年 月 日

蒲郡市長様

住 所 蒲郡市

電話番号

氏 名

下記のとおりベビーシートを返納します。

記

借 受 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
管 理 番 号	
安全点検項目	(1)取扱説明書及び必要な備品は揃っているか…………… (2)本体にひび割れ、曲損、変色などの異常はないか…………… (3)シートベルト通し部分に損傷や変色はないか…………… (4)車のシートベルト自体に傷や異常はないか…………… (5)ねじ止め部分に欠損やがたつきはないか…………… (6)可動部分は正常に動くか…………… (7)可動部分は正常に固定できるか…………… (8)ベビーシートのベルトに損傷やほつれはないか…………… (9)ベビーシートのバックルの機能に異常はないか…………… (10)シートの感触に異常はないか…………… (11)シートの清浄化はなされているか…………… (12)使用中の不具合の発生 有・無 (13)ベビーシートを落とす等の衝撃の有無 有・無 (14)使用中の車両での事故の有無 有・無 有りの場合、自走の可否等の車の損壊程度 () (15)ベビーシートの車への付け替え頻度 つけっぱなし 付け替えを行った (月 回位)

点検立会者名

印